

かかり木処理作業は大変危険!!

禁止された作業で死亡災害が続発しています!!

◎過去10年間(H11~20)に発生した531件の死亡災害のうち、99件がかかり木に起因!!

◎99件のうち、大半がかかり木の放置とかかり木処理の禁止事項の不徹底で発生!!

◎禁止事項等別の発生割合

禁止事項等	件数	比率(%)
かかり木の放置	39	40
かかっている木の伐倒	24	24
かかっている木の元玉切り	10	10
他の立木の投げ倒し	5	5
かかっている木の肩担ぎ	1	1
かかり木の枝切り	1	1
その他	19	19
計	99	100



かかり木は正しく処理し、 禁止事項は絶対にしてはいけません!!

林業・木材製造業労働災害防止協会

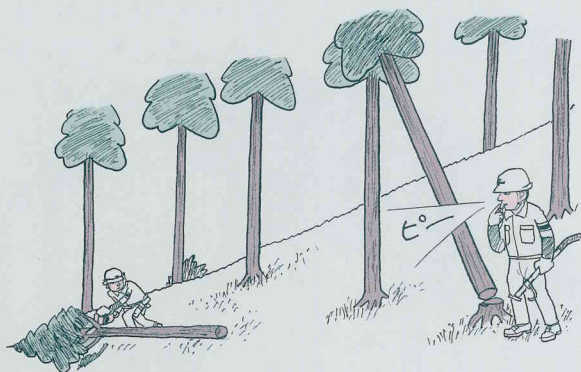
—安全なかかり木処理作業のために—

事前踏査



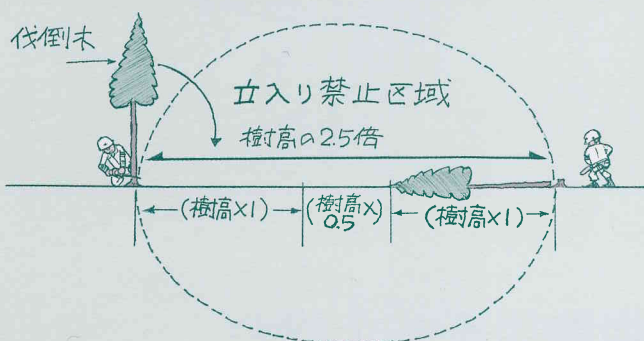
- ① 森林の作業に入る前には、立木の大きさや密度など、森林の状況を調査し、かかり木が発生した場合に使用する処理工具を決めておきます。
- ② 作業に入るときは、決めておいたかかり木処理工具を必ず現場に持って行きます。

確実な退避と合図



- ① かかり木処理作業の前には、退避場所を決めておくとともに、作業場所から待避場所までの通路の灌木や笹など、退避に邪魔になるものは取り除いておきます。
- ② かかり木処理作業の前には必ず合図をし、作業でかかり木が動き始めたら、決めておいた退避場所に速やかに退避します。処理作業の前でもかかり木が動いたら、すぐに退避します。
- ③ かかり木処理の作業を開始する前に、かかり木が移動し始めた場合についても同様です。

同時伐倒作業時等の立入禁止

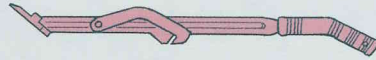


- 伐倒作業とかかり木処理作業を同時に行う場合は、伐倒木の樹高を2.5倍の距離の範囲内に他の作業者を立ち入らせないようにします。

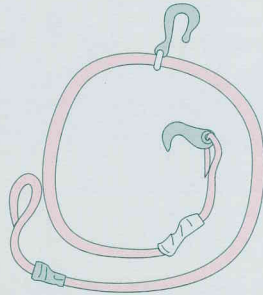
適切な機械器具等の使用

- ◇適切な機械器具等を使用して、適切なかかり木処理作業を行きましょう。
- ◇安全作業のために、できるだけ2人以上の組で作業しましょう。

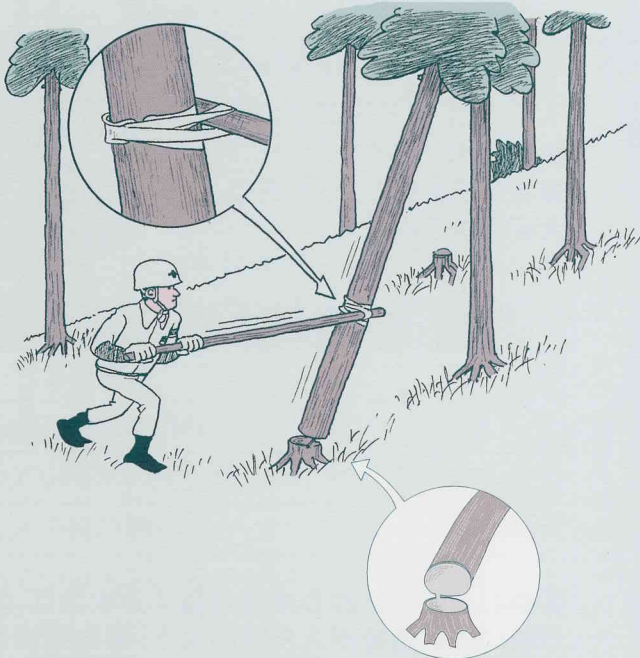
①フェリングレバー



ターニングフック



ターニングストラップ



①簡易な処理器具

胸高直径が20cm未満の小径木のかかり木は、木回し(フェリングレバー)、ロープ、ターニングストラップなどを使って外します。

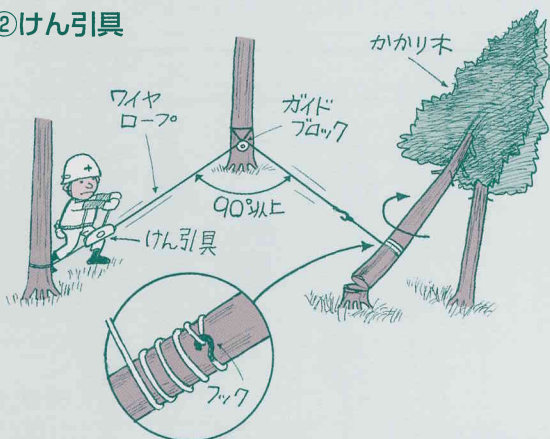
②けん引具

胸高直径が20cm以上の中大径木のかかり木は、牽引具等を使って外します。(牽引具等を使う場合には、ガイドブロックを使い、安全な方向に牽引しましょう。)

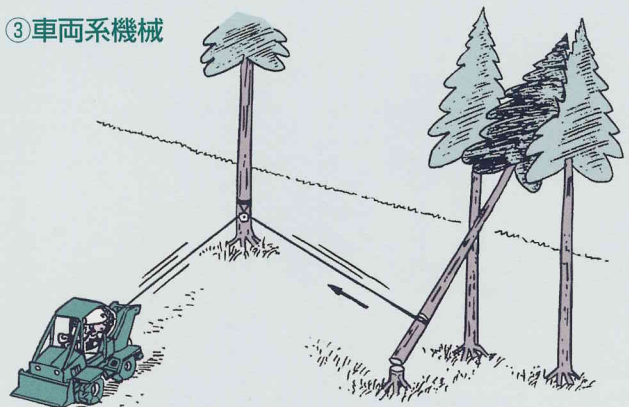
③車両系機械等

車両系機械や集材架線を利用できる場合は、原則としてこれらを使ってかかり木を外します。(これらを使う場合は、ガイドブロックを使って安全な方向に牽引し、機械の急な走りやウインチの急な巻き取りをしないようにしましょう。)

②けん引具



③車両系機械

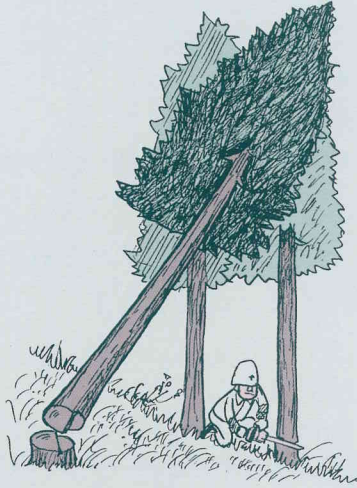


かかり木処理作業における禁止事項

次の①～⑤の行為は絶対にしてはいけません

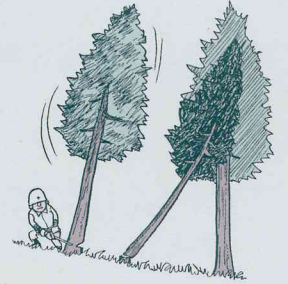
①かかっている木の伐倒

かかり木がいつ落ちてくるかわからず、大変危険です。



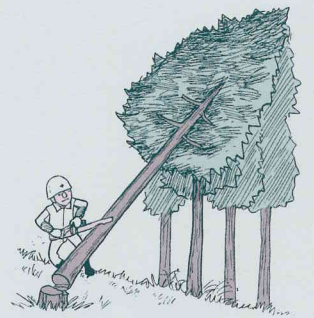
②他の立木の投げ倒し(浴びせ倒し)

伐倒木やかかり木が、予期しない方向に跳ねたり、二重のかかり木になったりして大変危険です。



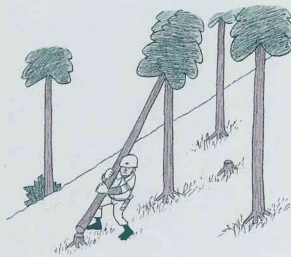
③かかっている木の元玉切り

切り離れたとき、かかっている木が落ちたり、滑ったりして大変危険です。



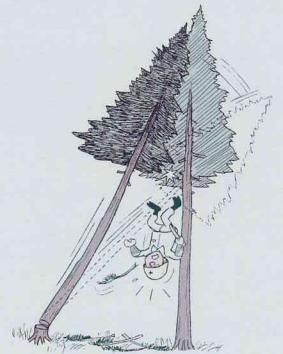
④かかっている木の肩担ぎ

木の重量が行為者にかかり、外れた木が滑落して転倒するなど、大変危険です。



⑤かかり木の枝切り

かかり木が外れるときに行為者が転落することがあり、大変危険です。



かかり木の放置もダメ

①かかり木になったら、できるだけ早く処理し、放置しないことを原則にしましょう。

②やむを得ずかかり木を放置する場合は、危険区域に作業等が入らないよう、標識掲示や縄張り等で、立ち入り禁止の措置をしましょう。



縄張り等による立入禁止措置

○
かかり木
危険

